破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５１４号
札幌市中央区南18条西９丁目２番11―506号
債務者　小竹真由美（旧姓矢澤）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６７９号
北海道恵庭市島松寿町１丁目７番地27　（ロピア島松Ⅱ－Ｆ号）
債務者　後藤　梅子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６９３号
札幌市北区屯田６条６丁目１番１―104号
債務者　高島　由美
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７０６号
札幌市中央区南10条西７丁目７番16―501号
債務者　岩田　秀喜
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７３３号
札幌市白石区本郷通９丁目南２番21―502号
債務者　山部　真弓
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４６号
札幌市東区本町２条５丁目１番２号　ハイツイチイ201号
債務者　山田　奈史
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
北海道留萌市沖見町５丁目32番地
債務者　一町田千鶴
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第１１７号
群馬県太田市藪塚町2019番地１　カーサルミエールＢ―102号、前住所群馬県前橋市駒形町134番地１　サンライトレジデンス駒形301号
債務者　堀江　恵美（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５１１号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目９番地12　エクレール401、前住所埼玉県ふじみ野市松山１丁目４番地12　ピアカザーネⅡ　202号
債務者　横平菜穂子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５２０号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目720番地の１　ペティハウス壱番館503
債務者　福野　芳宏
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５２３号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目９番44号　コーポ三和106、前住所埼玉県富士見市東みずほ台２丁目14番地１　富士見コーポ201
債務者　倉本　慶子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６１号
新潟県新発田市小舟町３丁目１番25号
債務者　佐藤　和希
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第６４号
新潟県阿賀野市保田4353番地14、住民票上の住所新潟県阿賀野市保田4344番地８
債務者　清田ハルミ
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第６０号
岐阜県瑞浪市明賀台２丁目３番地
債務者　山下　慎也
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３０２号
静岡県伊東市和田１丁目８番６号
債務者　森田　直人
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
静岡県沼津市井出762番地　レアールシャルマン東建102
債務者　齊藤　賢二
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
静岡県三島市中247番地の５　グランデュオ北村Ａ―301
債務者　呉本　順子（旧姓松岡）こと徐順玉こと　ＳＥＯ　ＳＵＮＯＫ
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係